

令和5年度第2回茅ヶ崎市青少年問題協議会 会議録

議題	<p>報告事項</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 令和5年度茅ヶ崎市青少年対策取組方針に基づく下半期事業報告及び令和6年度茅ヶ崎市青少年対策取組方針に基づく事業計画について 2 最近の少年犯罪について <p>協議事項</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 子ども・若者を取り巻く薬物乱用について
日時	令和6年3月28日（木）9時30分から10時45分まで
場所	茅ヶ崎市役所 本庁舎4階 会議室1. 2
出席者氏名（敬称略）	<p>会 長 佐藤 光</p> <p>副 会 長 岸 正明</p> <p>委 員 水本定弘、戸井田眞、木下操、須田譲 松本陽子、笥智子、菊地純子、相田利光 山田純平、石川みなみ、大江雅美 松永忠弘、工藤裕一郎、赤坂雅裕 吉原弘子、岸宏司、竹内清</p> <p>欠 席 益田和子、奈良英俊、栗山仁</p> <p>幹 事 渡辺啓、大竹功、佐藤勇、内藤喜之 瀧田美穂、三浦克之、樋口剛、白鳥慶記 木村千裕、力石裕司、蓮沼健太郎 村上穰介、伊勢田珠代、関山知子</p> <p>関係団体 茅ヶ崎警察署刑事第二課長 橋口真也</p> <p>関係職員 松林公民館長 西山昭一 青少年会館長 中原英子</p>

	<p>体験学習センター所長 松下晃久</p> <p>(事務局) 青少年課課長補佐 熊谷健太</p> <p>主査 加藤耕太</p> <p>主任 小清水明香</p>
--	--

会議資料	<ul style="list-style-type: none"> ・次第 ・名簿 ・資料1 令和6年度茅ヶ崎市青少年対策取組方針 ・資料2 茅ヶ崎市青少年対策取組方針に基づく令和5年度事業報告 ・資料3 茅ヶ崎市青少年対策取組方針に基づく令和6年度事業計画 <p>【出席者からの提供資料】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・少年非行等の概要について（令和5年確定値） （裏面）茅ヶ崎警察署管内の少年犯罪検挙・補導状況（令和5年12月） ・青少年指導員だより『えぼしいわ』
会議の公開・非公開	公開
非公開の理由	
傍聴者数	0名

○事務局より

- ・審議会所掌事務の説明
- ・委員、幹事の変更連絡

委員 茅ヶ崎警察署長 3月18日まで益淵隆徳様

3月19日から奈良英俊様

幹事 茅ヶ崎警察署生活安全課長 3月10日まで富樫稔様

3月11日から渡辺啓様

- ・委員の過半数の出席を満たし会議の成立（出席委員18名）
- ・傍聴者の確認（傍聴者0名）

（開 会）

○佐藤会長

おはようございます。議事進行を務めさせていただきます佐藤でございます。進行をする人間が長々と話をすることは控えることと思っており、また、この会議は、お話されたい人がたくさんいるので、皆様の話を聞くことを楽しみにしております。必要に応じて適宜ご挨拶をさせていただきたいと思っておりますので、どうぞよろしくお願ひします。

初めに、茅ヶ崎市青少年問題協議会の運営について事務局より説明をお願いいたします。

○事務局

青少年課熊谷より説明をさせていただきます。

議事に入ります前に、会議の運営について決定していただきたい点が2点ございます。

1つ目は会議の公開非公開についてです。本市では、情報公開条例に基づきまして、審議会の会議については公開を原則としております。個人情報等非公開情報を含む場合には非公開とするところがございますが、今回の議事では個人情報の取り扱いはございませんので公開とさせていただきたいと考えております。

2つ目は、会議録の形式についてです。会議録の掲載方法といたしまして、発言については摘録を原則とし、委員名を記載した上で、ホームページ及び市政情報コーナーで公表したいと考えております。議事録につきましては、事務局が作成し、公表前に各委員に内容をご確認していただきたいと考えておりますが、いかがでしょうか。

なお、議事録作成のためご発言される際は、青少年課職員がお渡ししますマイクをお使いいただきますよう、ご協力をお願いいたします。事務局からの説

明は以上となります。

○佐藤会長

事務局からの説明がありました。

会議は公開、議事録は摘録とし、公表前に各委員の皆様にご確認をいただくということでよろしいでしょうか。

(異議なし)

事務局の案のとおりとさせていただきます。

それでは議事に移ります。

議事1(報告1) 令和5年度茅ヶ崎市青少年対策取組方針に基づく下半期事業報告及び令和6年度茅ヶ崎市青少年対策取組方針に基づく事業計画について、事務局から説明願います。

○事務局

事務局より、令和5年度茅ヶ崎市青少年対策取組方針に基づく下半期事業報告及び令和6年度茅ヶ崎市青少年対策取組方針に基づく事業計画についてご説明をさせていただきます。

資料2 茅ヶ崎市青少年対策取組方針に基づく令和5年度事業報告の2ページをご覧ください。こちらの議事につきましては、茅ヶ崎市青少年対策基本方針に基づき、設定しております令和5年度茅ヶ崎青少年対策取組方針に基づき、各事業の実施状況についてご報告するものになっております。主要な事業として取り上げた事業のうち、体験学習センターの事業についてご報告をさせていただきます。

○体験学習センター所長

体験学習センターの松下と申します。よろしくお願いいたします。

令和5年度青少年対策取組方針に基づく主な事業のうち、茅ヶ崎公園体験学習センターにおける自主事業についてご報告いたします。資料2の16ページをご覧ください。茅ヶ崎公園体験学習センターうみかぜテラスは、本年1月に開館から5年が経過いたしました。すでにご案内のとおり、4月からは指定管理者による運営に移行いたします。令和5年度は、指定管理者の選定手続きを進めながら、通常通りの施設運営を行い、20の主催事業を実施しました。このうち16の事業は、参加対象に青少年世代を含んでおり、主なものをご紹介します。

まず5月14日のウェットスーツ生地ハワイアンチャーム作り体験は、同

じ日に茅ヶ崎公園及びうみかぜテラスで開催された、アロハマーケットとの共催事業になります。障がい者就労支援事業所の皆様を講師に、地元企業で作られるウェットスーツの切れ端を利用したチャーム作りの体験で、SDGs やアップサイクルの意識を高める講座として企画しました。参加者のほとんどが、幼児や小中学生でしたが、講座では実際に事業所で働く障がい当事者の方にもご協力いただき、交流を深めることができました。

次に12月26日の講座「魔法のチョーク キットパスのヒミツ」は、某民放のチャリティー番組内で放送されたドラマでも話題になりました。キットパスは窓ガラスなどに描いて消せるクレヨンで、私も実際に使ってみました。クレヨンに近い筆記用具でした。講座では、学校生活で身近なチョークの製造過程のほか、講師の会社の従業員の半数以上が知的障がい者であること、ホタテの貝殻からつくられる再生商品があることなど、福祉や環境についても学びました。講座は大変好評で、うみかぜテラスにも魔法のチョークを1つご提供いただきましたので、3月3日のひな祭りに合わせて、ガラス張りのうみかぜテラスに大きなお雛様やお内裏様を描き、来館した子どもたちに色塗りを楽しんでもらう取組を実施しました。ガラスに絵を描くことが子どもたちにとって大変刺激的であったようでリピーターが絶えなかったため、途中から1人1回に限定しなければならないほどでした。体験学習センターというところなので、単なるお絵描きで終わらないよう、ひな祭りの由来なども紹介しました。

また、事業実績の一番下にあるクリスマスコンサートは、うみかぜテラスの交流ラウンジというフリースペースを活用した取組になります。日頃、子どもから高齢者までが談笑や勉強など、思い思いに過ごすスペースになりますが、この場所で高校生の吹奏楽部の演奏によるミニコンサートを実施しました。演奏してくれた高校生は、令和4年度に実施したうみかぜテラスコンサートでボランティアとして協力してくださった学生さんです。コロナ渦で発表の機会がなかったということで、顧問の先生や部員の皆さんから感謝の言葉をいただきました。コンサートの準備期間中には、来館者にステージの飾り付けに加わっていただき大変盛況な取組になりました。

このようにうみかぜテラスでは、1年を通じて、講師を主体とした講座形式の主催事業だけでなく、七夕やクリスマスといったイベント時期の館内の装飾、野菜の収穫体験など、施設設備を効果的に活用し、来館者とともに施設の設置目的である多世代交流を進めてきました。

4月からは指定管理者として指定された株式会社タウンニュース社による運営となります。指定管理者からは、サービス向上の取組として、現在17時で終了している利用予約の窓口対応を21時までとすることや、年50本以上の

イベント・講座・ワークショップを提供すること、また、施設の利用団体と学習ボランティア活動の機会を探している市民をつなぐマッチングコンシェルジュの機能を高めていくといった提案を受けております。4月以降、うみかぜテラスを所管する青少年課では、数名の職員が指定管理者との調整を行うこととなります。評価の高い取組は継承していただきながら、青少年にとっても貴重な居場所となるよう連携して参ります。報告は以上となります。

○事務局

報告をありがとうございました。令和5年度下半期の事業報告につきましては以上となります。

続きまして、令和6年度茅ヶ崎青少年対策取組方針に基づく事業計画について、説明をさせていただきます。資料3茅ヶ崎市青少年対策取組方針に基づく令和6年度事業計画をご覧ください。令和6年度茅ヶ崎市青少年対策取組方針につきましては、第1回青少年問題協議会の後、郵送にて各委員の皆様にお示しさせていただき、ご意見を伺った後、資料3の2ページに記載のあるとおり決定をいたしました。この取組方針をもとに、令和6年度に実施予定の青少年を対象とした事業を紐付け、取りまとめたものになります。令和5年度から継続して実施する事業につきましては、事業報告で課題となった点について改善等をしながら実施して参りたいと考えております。事務局からの説明は以上となります。

○佐藤会長

報告1の説明が終わりました。

報告があったもの以外にも、令和5年度の実績や令和6年度の計画についてご質問やアドバイス等いただければと思いますが、委員の皆様いかがでしょうか。

○須田委員

うみかぜテラスの事業で明示されているものについて、大部分が定員どおりもしくは定員以上となっているようですが、応募状況はどのようなでしたか。抽選になったものはありましたか。

○体験学習センター所長

人気の高い講座とそうではない講座に分かれるのが現状です。例えば一番上にありますタケノコ掘り体験や8月20日の姥島に行く親子の釣り体験は、募

集開始と同時にすぐに応募が殺到してしまい、参加の問い合わせも増えた事業もごさいます。一方、なかなか定員に至らず、学校関係の方にご協力いただく講座もごさいました。

○須田委員

ありがとうございました。人気のある講座とない講座に分かれたということでした。我々も事業を打つのですが、連絡なしの当日キャンセルもかなりあります。そのために定員を下回ってしまったということもあるのでしょうか。

○体験学習センター所長

ぎりぎりになってキャンセルをされてしまうということもあります。事業を企画する職員もその点について織り込み済みという形で、多少定員を超過しても大丈夫な講座につきましては、あらかじめ少し多めに募集したり、キャンセル待ちで受付して空きが出たら参加していただいたり、臨機応変な対応をとっております。

○須田委員

ありがとうございました。次年度以降も是非このような楽しい事業をやっていただきたいのですが、指標のところでは参加者数というのが非常に重要な部分になると思います。応募者の数や定員に対してどのぐらいの倍率があったかという点は大きな指標になると思いますので、来年度以降の事業報告のところでは工夫していただけるとよいと思いました。これはお願いです。以上です。

○佐藤会長

ありがとうございました。他にございますか。

○吉原委員

社会教育委員の吉原です。

図書館の事業につきまして、令和5年度はブックスタート事業、令和6年度はブックトークの講師の派遣と計画されています。過日、社会教育委員会議の地区研究会が寒川町で開催され、参加してきました。寒川町の社会教育委員は部会制をとっており、公民館部会と図書館部会がありました。図書館部会の事例発表の中で、小学校4年生から中学生を対象に、寒川ジュニア司書制度というのをやってらっしゃる話がありました。子どもたちが実際にどんな本を読みたいのか、自分たちでいろいろ出し合うほか、大人目線で考える本を購入し本

を紹介するなど、図書館の運営に参加することを伺い、是非、茅ヶ崎市の図書館でも子どもたちの声を取り入れていかれるような方法をとっていただければ嬉しいと思い、話をさせていただきました。お返事は結構ですのでよろしくお願いいたします。

○佐藤会長

他にございますか。よろしいでしょうか。

それでは報告2最近の少年犯罪について、事務局からご説明お願いいたします。

○事務局

事務局より説明をさせていただきます。

(報告2)最近の少年犯罪についてです。本報告につきましては、本協議会の幹事であります茅ヶ崎警察署生活安全課の渡辺課長様から、茅ヶ崎警察署管内における少年犯罪の状況等についてご報告をいただきます。なお、前回11月に開催しました令和5年度第1回青少年問題協議会での同様の報告時に、薬物乱用に関するご質問をいただいておりますが、その回答につきましては、本日この後の議題で予定をしております。ご承知おきください。

それでは渡辺課長様からご説明よろしくようお願いいたします。

○渡辺幹事

皆さん、こんにちは。

ただいまご紹介いただきました、茅ヶ崎警察署生活安全課長の渡辺でございます。前任の富樫に代わりまして、3月11日から茅ヶ崎警察署の方に参りました。今後ともよろしくお願いいたします。

初めに、神奈川県内における昨年の少年犯罪の現状です。お配りしました資料は両面印刷で、少年非行等の概要(令和5年確定値)の資料をご覧ください。

1番の非行少年の検挙・補導状況からご説明いたします。非行少年とは、20歳未満の何らかの犯罪による検挙または補導されたものになります。現在、民法上は18歳で成人となりますが、少年法では引き続き18歳、19歳の方も少年として扱います。また、ここでの子どもは、検挙されたもののうち、14歳未満のものであります。この補導は警察官が少年に声をかけて行います。いわゆる街頭補導とは違うものになります。

ちなみに街頭補導は、この資料の8番の不良行為少年の状況の部分になります。令和5年の非行少年は1,685人で、前年比約14.2%の増加になり

ました。その下に14歳未満のものになりますが、これが補導の数字になります。14歳未満の方は刑事責任能力がなく処罰できませんので、このように分けてあります。非行少年の内訳としましては、刑法犯、特別法犯、ぐ犯とありますが、刑法犯は昨年比28.2%の増加、特別法犯は15.4%の減少となりました。

2番は、刑法犯で検挙・補導した少年の状況ですが、罪種別の内訳になります。罪種別では、窃盗の検挙が一番多く、刑法犯の半数を占めております。中でも、万引きと自転車盗で、刑法犯全体から見ましても、この2つで3割以上ということになっています。他に検挙が多いのは粗暴犯で、傷害あるいは暴行などが検挙されています。刑法犯で検挙・補導しました少年は、令和5年は前年比で281人増加しています。

3番は、刑法犯で検挙・補導した少年の学校や職業の状況です。こちらは高校生が全体の41.2%、約4割です。

4番は、少年の年齢別の状況です。年齢としては15歳、16歳が多くなっておりまして、この2つで全体の39.6%と、約4割を占めております。

5番は少年による街頭犯罪です。街頭犯罪といいますのは、街頭つまり屋外で行われる犯罪で、少年による犯行が多いという特徴があります。ここにあります8罪種は代表的な街頭犯罪です。内訳を見ますと、オートバイ盗と自転車盗の方で、全体の8割以上を占めております。また、ひったくりや自販機ねらいなどは、昔に比べてかなり減少しております。少年の街頭犯罪の検挙・補導は前年比で71人、35.1%増加しています。

6番は薬物乱用少年の状況です。本日は、刑事第二課長が出席しており、薬物関係についてはこの後お話がありますので、私の方では割愛させていただきます。

7番は、特殊詐欺検挙状況です。少年がいわゆる闇バイトとして関与していることが問題となっておりますが、県内ではこれだけ検挙されています。この資料では、少年の学校が年ごとに集計されていますが、年ごとに集計しますと、令和5年が55人、令和4年が78人となり、検挙人数は減少しています。闇バイトという言葉もかなり周知されてきましたので、少年も闇バイトは危険という認識を持ってくれればと思います。

8番は、不良行為少年の状況で、警察官に街頭で補導された少年になります。対応別では深夜はいかいと喫煙が大半を占めておりますが、深夜に煙草やお酒を持っている場合など、同時に複数の不良行為を行っている場合もあります。全体としましては、令和5年で前年比約1割増加しておりますが、特に深夜はいかいと喫煙が大きく増加しております。

9番は福祉犯の状況です。福祉犯とは、少年の福祉を害する犯罪のことで、児童買春や児童ポルノ、青少年保護育成条例違反などがあります。福祉犯は少年に対するわいせつな行為をするなど、少年の心身に有害な影響を与える犯罪で、特に警察では力を入れています。少年がスマホを使うようになり増えてきた犯罪ですが、昨年の検挙人員は460人で前年比では144人減少しております。福祉犯で検挙されるものの多くは成人になります。

10番は校内暴力の状況です。こちらは学校内の暴力で、主に先生、教師に対する暴力になります。検挙人員は27人で、前年比の8人の増加となっております。中には小学生8人も含まれており、こちらは補導となっております。

次に、資料の裏面、茅ヶ崎警察署管内の少年犯罪検挙・補導状況をご覧ください。

令和5年の少年の検挙件数は37件で、令和4年からは5名の減少となります。罪種別で件数が多いのはやはり窃盗で、令和5年は20件、令和4年は27件と、全体の半数以上を占めております。その他では、昨年は傷害が6件と多く検挙されています。

続いて学校卒業別ですが、令和5年、4年とも高校生が半数以上を占めており、県内の平均よりも、高校生の割合が高くなっております。年齢別に見ますと、令和4年は15歳、16歳が多くなっておりますが、令和5年は16歳、17歳が多くなっております。これはサンプルが少ないことと、犯罪をした少年の年齢が上がっていることも影響があるかと思えます。当初検挙された少年は15歳から17歳の少年が多い傾向にあります。

次に、窃盗手口別検挙状況です。令和5年、4年とも、自転車盗と万引きで大半を占めています。令和4年は万引きが多く、令和5年は自転車が多くなっておりますが、こちらが多いのは県内と同様の傾向になっています。自転車盗は、鍵をかけていない状態で盗まれているものがほとんどで、鍵を壊して盗んでいるものは、ほとんどありませんでした。少年は足替わりの鍵がかかっている自転車を見つけて盗んでいる傾向にありますので、自転車をとめる際には、どこであろうとも、鍵を必ずかけていただくように、あらゆる機会を通じましてお願いしているところでございます。また、少年に万引きされやすいコンビニエンスストアやドラッグストア等のお店には、防犯カメラの設置要領や、万引きされにくい商品陳列によって、防犯させていただいております。自転車や万引きなどの犯罪は、様々な犯罪の誘致があり、ゲートウェイ犯罪と呼ばれています。少年が安易にゲートウェイ犯罪をしない環境づくりが大切と考えております。

4番は少年補導の状況になります。補導の内容を見ますと、深夜はいかいと

喫煙が多くなっております。この2つの行為が同時に行われている場合もあります。その他になりますと令和5年は不健全娯楽が多くなっています。これはゲームセンター立ち入りを実施し補導したもので、16歳未満の少年は午後6時以降立ち入りできないということで補導したものになります。補導の対象年齢につきましては、高校生などの大きい属性が多く補導されております。また、迷惑行為というのは、午後10時以降に花火や大声を出すなどの行為が該当します。

最後になりますが、少年を被害者あるいは加害者にしないよう、少年の健全育成を図るためには、学校や行政、家庭、地域の皆様の協力が必要で、警察としましても、今後とも皆さんと一致団結し、少年の非行や犯罪被害防止に向けて活動を推進したいと考えていますので、よろしく願いいたします。以上です。

○佐藤会長

ご報告ありがとうございました。委員の皆様からご質問やご感想などありませんでしょうか。よろしいですか。

(特になし)

それでは議事(1)報告事項については以上とし、協議事項に移らせていただきます。協議事項では、子ども、若者を取り巻く薬物乱用についてとなります。事務局よりご説明をお願いいたします。

○事務局

初めに今回の議題設定の経緯についてお話をさせていただきます。昨年11月に開催いたしました、令和5年度第1回青少年問題協議会におきまして、茅ヶ崎警察署様からのご報告の中で、若年層の大麻乱用が全国や県内で増加しているとの話があり、委員の皆様からも茅ヶ崎市内での実態を知りたいという意見が多く出されました。また、大麻のみならず、市販薬の過剰接種、いわゆるオーバードーズといった薬物乱用の問題も10代に大きく広がってきていると、近年、メディアなどで多く報道がされています。本市でも、薬物乱用から市民を守るため、茅ヶ崎寒川地区薬物乱用防止推進地域連絡会を設置し、薬物乱用防止の普及啓発や、関係機関や団体等との連携を図るほか、保健所では精神医師による心の相談や精神保健福祉士、保健師による随時相談などで、薬物関連の相談を行っている中で、薬物に関する相談件数が増加傾向にあると聞いています。こういった状況を受け、子ども・若者を取り巻く薬物乱用の問題について、本日は茅ヶ崎警察署刑事第二課の橋口課長様にお越しいただき、県内及び

市内での子ども・若者を取り巻く薬物乱用の状況等に関して、15分程度、情報提供をいただき、子ども・若者を取り巻く薬物の状況について理解を深めるとともに、各委員の立場から、地域はどのように関わられるのか意見交換を行い、課題解決に向けた契機とできればと、今回の議題を設定いたしました。

なお、本議題における青少年の対象年齢につきましては、委員の多くが日頃から関わりを持っておられる、概ね6歳から18歳までとさせていただいております。

それでは茅ヶ崎警察署刑事第二課橋口課長様からご説明よろしく願いいたします。

○茅ヶ崎警察署刑事第二課橋口課長

おはようございます。茅ヶ崎警察署刑事第二課長の橋口と申します。よろしく願いいたします。

昨年11月に開催された協議会で市内における大麻等の薬物の実態があったということですので、その回答も兼ねて薬物事犯等の現状について私からご報告させていただこうと思っております。

まず、神奈川県内における薬物事犯の検挙状況についてご報告させていただきます。神奈川県内での薬物検挙人員は毎年概ね900人から1,000人程度でございます。検挙の推移を見ますと、以前は覚せい剤の検挙人員が圧倒的に多かったです。ただし、平成26年ごろから大麻の検挙人員が増加の一途をたどり、令和3年には大麻の検挙人員が覚せい剤の検挙人員を上回りました。令和4年中、神奈川県警の薬物事犯検挙人員は、916人です。そのうち、覚せい剤事犯の検挙人員は365人、大麻事犯の検挙人員は459人となっております。覚せい剤事犯と大麻事犯の検挙人員が全体の約9割を占めている状況でございます。令和5年中、神奈川県警の薬物事犯検挙人員の総数が965人、そのうち覚せい剤事犯の検挙人員は347人、大麻事犯の検挙人員は521人となっております。覚せい剤事犯と大麻事犯の検挙人員が全体の約9割を占めている状況でございます。

次に、覚せい剤事犯と大麻事犯における30歳未満の検挙人員の割合を説明させていただきます。令和4年中の覚せい剤事犯の検挙人員は365人、その年齢構成は、20歳未満が2人、20歳代40人、30歳未満の検挙人員は全体覚せい剤事犯の検挙人員のうち、約1割程度に留まっている状況でございます。それに対し、大麻事犯の検挙人員です。こちらについて検挙人員は459人、その年齢構成は20歳未満が92人、20歳代が242人で、30歳未満の検挙人員は全体大麻事犯の検挙人員における約7割を占めている状況にござ

います。大麻事犯の検挙人員において未成年の占める割合は2割程度となっております。

次に、令和5年中の覚せい剤事犯の検挙人員についてです。令和5年中の覚せい剤事犯の検挙人員が347人、その年齢構成は20歳未満3人、20歳代49人で、30歳未満の検挙人員は約1.5割程度にとどまっております。それに対して、大麻事犯についてです。大麻事犯の検挙人員は521人、その年齢構成は20歳未満が78人、20歳代が293人、30歳未満の検挙人員は全体の約7割を占めている状況でございます。このように検挙人員の割合を見ますと、30歳未満の若年層に大麻が広がっている実態が浮かび上がるかと思えます。

大麻事犯における未成年の検挙者のうち、学生がどの程度か気になるかと思えます。令和4年中の大麻事犯における少年の検挙人員は92人で、そのうち学生は中学生が1人、高校生が23人、大学生が5人でした。令和5年中の大麻事犯における未成年者の検挙人員は78人で、そのうち学生は中学生が1人、高校生が20人、大学生が10人でした。このように、神奈川県内では、高校生、大学生といった学生にまで大麻が蔓延している状況でございます。茅ヶ崎警察署における薬物事犯の検挙状況からも、同じく未成年への大麻の蔓延状況が見えてきます。茅ヶ崎警察署における薬物事犯の検挙状況を見ますと、令和3年では28人を検挙いたしました。そのうち未成年は8人いました。令和4年中は32人を検挙し、そのうち未成年は11人です。令和5年中は97人を検挙し、未成年は6人でした。この検挙した未成年ですが、罪名がすべて大麻ということで覚せい剤はなし、検挙した未成年はすべて大麻での検挙となっており、茅ヶ崎警察署管内でも未成年に大麻が蔓延する状況がうかがえます。検挙した未成年の中に中学生は幸いありませんでしたが、やはり高校生ですとか、大学生というのは含まれている状況でございました。

このように、若者を中心に大麻が蔓延している実態があるわけですが、その原因の1つとして、大麻に対する危険性の認識の欠如が挙げられるかと思えます。薬物事犯で検挙されたものを対象にした調査によりますと、覚せい剤に危険性・有害性がないと回答したものは1割にも満たない状況です。それに対し、大麻危険性・有害性がないと回答したものは約8割もいました。これはインターネット上に溢れている誤った情報の影響もあると考えられます。インターネット上には他の薬物より安全で害がない、依存性はなくいつでもやめられるといった誤った情報が溢れており、特に若年層はインターネット上の情報を信じやすく影響を受けやすい傾向がございます。

最後に危険性がないというのは誤りで大麻を使用すると視覚を変化させて、

恐慌状態いわゆるパニック状態を引き起こすこともあります。また10代の若者が大麻を使用しますと、脳の発達にも影響を及ぼし、思考能力や記憶力、学習機能を低下させ、精神的な能力の低下は成人して大麻をやめたとしても完全には戻らないという研究結果もございます。

また、大麻の使用方法の手軽さも、大麻に対する危険性を低減する一因となっていると考えられております。覚せい剤の一般的な使用方法の1つである注射による接種方法、これに比べれば、大麻は煙草に近い感覚、煙草の延長としてとらえやすく、使用することに対する抵抗感が低くなる傾向があるようです。その他、大麻が若者を中心に蔓延している原因の1つとして、入手の手軽さが挙げられます。警察庁の調査によると、1グラムあたりの末端密売価格は覚せい剤が6万6,000円であることに對し、大麻はその10分の1以下、5,000円となっております。大麻は覚せい剤に比べると、安価で資金の少ない若年層にとって手を出しやすいという状況がございます。

次に、インターネットの普及が原因の1つと考えられます。インターネットの普及により、インターネット上の掲示板等で薬物の売人と繋がりやすくなった上、匿名性の高いアプリを使って売人と連絡を取り合い、自分の携帯電話番号などを売人に知られることなく違法薬物を購入することが可能となったため、入手の手軽さに繋がっております。匿名性の高いアプリは通話も可能ですし、時間経過でメール内容が自動消去されるという機能がございます。日常で匿名性の高い方がアプリを使用する必要性はないと思いますので、お子様に携帯電話を持たせるような場合には、このようなアプリがインストールされていないか確認していただくことも、大麻等の薬物乱用を防ぐことに繋がるかと思えます。

さらに大麻を初めて使用した動機についてお話いたします。20歳未満の大麻事犯を対象とした調査では、誘われて使用した者が8割以上を占めていることがわかっております。つまり、その場の雰囲気流されて、誘いを断れなかったものが大半でした。学校等で薬物に関する指導をする機会がありましたら薬物の危険性や有害性を伝えるだけではなく、薬物を使うように誘われたときの断り方を教えることも大切かと思えます。誘われたときに少しでも迷ってしまうと、また誘われてしまいますので、興味がないときっぱり断り、強い態度で断ることが大切です。また、どうしても断れないときは、その場から離れるのが一番です。急用が入った、トイレに行ってくる等、適当な理由をつけていただいて、とにかくその場から離れるようにしていただければと思います。逃げることは少し勇気がいるかと思うのですが、この辺のご指導もお願いいたします。インターネットで知り合った人などから誘われた場合は、既読無視や

アカウントブロック等の連絡を絶つ方法も有効かと考えられます。

神奈川県警は薬物乱者の検挙密売組織への捜査を展開し、社会から規制薬物の撲滅を図っております。大麻の売買や違法栽培に関する情報、知人が違法薬物を使っているかもしれないという話を聞いたりした場合などは、ささいなものでも犯人検挙に繋がる場合がございます。茅ヶ崎警察署までご連絡いただければと思います。

知人が大麻を使っているかもしれないという通報や相談をすることは、その友達を売ってしまうのではないかという感覚になり、よくないと思う方もいらっしゃるかと思います。ただ、それは間違いでして、売るわけではなく、助けるためと考えていただければと思います。薬物事犯で検挙したものの中には、捕まってよかった、どうしても自分で止められなかったと感謝する被疑者もいるくらいです。やはり薬物の依存性はかなり強いもので、自分だけではどうしてもやめられないというのが現状でございます。もし友達が使っている、知人が使っているという情報がございましたら、その人を助けるためにも、警察署の方に相談していただければと思います。匿名で相談にお越しいただくことも可能となっておりますので、よろしくお願いいたします。

また、薬物に対する正しい知識の浸透を図るため、関係機関団体の協力を得ながら、各種啓発活動等も実施しておりますので、今後もお協力をお願いいたします。

最後になりますが、ご質問にありました市販薬のオーバードーズに関する問題です。現時点までそういった事案は確認されておりません。ただ、今後も同種事案の問題が検挙化する前に各種対策を講じる必要があると考えております。

以上で報告を終わらせていただきます。

○佐藤会長

ご説明ありがとうございました。ただいまご説明していただきましたことについて、ご意見やご質問などがございましたらお願いいたします。

○相田委員

貴重な説明をありがとうございました。とてもよい話なので、資料を入手する方法はございますか。我々が説明をするときに、役立つと思いますので、その点をご検討いただきたいと思います。

○茅ヶ崎警察署刑事第二課橋口課長

承知いたしました。こちらでもグラフなどを作成して、掲示したりお渡しし

たりさせていただけるよう検討いたします。次回に持ち越しとさせていただければと思います。

○佐藤会長

それでは次回、よろしく申し上げます。他にございますか。

○大江委員

貴重なお話をどうもありがとうございました。大変勉強になりました。県立高等学校長代表ということで、本校で令和5年度、薬物乱用防止等の取組についての事例報告をさせていただきます。

まず生徒対象においては、1年生に向けて薬物乱用防止教室を行っています。開催の仕方はいろいろありますが、今年度におきましては、夏休みに入る前の早い時期がいいということで7月に行いました。体育館に集合しての学年集会という形、例えば講師を招いての講演会形式というのがありますが、今年度は、担当の教諭が講師となり、各教室に1台ある大型モニターを活用して全教室に配信するという形で行いました。そのことについての報告です。事前にワークシートを作り、授業形式で1時間行いました。内容としては、今ご説明のありましたように、まず薬物乱用とはどういうことかという「知識」です。何か面白半分だというお話もありましたが、インターネットを通してそんなに危険ではないとか、簡単にできるといったような間違った知識が流れていますので、まずは「知識」をしっかり伝えております。それから、なぜ薬物をやってしまうのかについては「思考」として子どもたちに考えさせています。警察から提供される様々な資料がありますので、具体的なデータをもとに、よくないことと知っているのになぜ薬物に手を出してしまうのか、そのきっかけや動機について考えさせています。また、薬物にはまってしまおうとどうなるのか、こちらについても、細かい資料やデータをもとに伝えていきます。それから、ロールプレイングのように場面を想定した思考もさせています。例えば大学に進学した先で先輩に久しぶりに会ったBさん、先輩から薬物に誘われたときになんと断るか。あるいは、いつも一緒に行動している5人でカラオケボックスに入ったときに、そのうちのひとりからいいものを手に入れたのでやってみないかと誘われたときにどう断るか。というような事例を紹介しながら子どもたちに考えさせる取組をしています。

自分や友達を守るためにはどうしたらよいのか、実際の場面を想定した中で考えさせるという方法を通して、子どもたちに薬物についての知識、場面に遭遇したときの対応の仕方、断り方の例などを提供し考えさせることで、今年

度は薬物乱用防止教室を行いました。

職員対象には、例年、県教育委員会で行っている研修講座に必ず参加しています。今年度は、薬物だけでなく、喫煙・飲酒・薬物乱用防止教育研修講座が開催されたため、担当職員が受講し伝達等をしてもらいました。内容としては、薬物乱用に関する最近の話題と薬物乱用防止教室の進め方ということで、YouTube による動画配信でしたが、受講し全体への周知を図るということもしています。

チラシ配付については、在校生向け、また卒業を間近に控えた 3 年生向けということで、厚生労働省が出しているチラシを提供し、薬物についての正しい知識を広める活動をしました。

学校警察連絡協議会での情報共有では、情報交換等しながら、まず職員が正しい理解をして子どもたちに伝えるという方法を通して、全体周知を図りたいと考えます。若い世代、高校生が大麻などに手を出す機会が増えているという話も聞きましたので、手軽にスマホを使ってインターネットで入手できる環境がありますが、そうした危険性をしっかり大人たちが伝えることを通して、子どもたちに啓発、普及活動していきたいと考えます。

先ほどのお話、資料をいただきましたら職員に伝えたいと思います。どうもありがとうございました。よろしく願いいたします。

○佐藤会長

ありがとうございました。ただいま県立高校での取組をお話いただきました。他に何かございますか。

○戸井田委員

茅ヶ崎・寒川地区保護司会の戸井田と申します。よろしく願いします。薬物乱用の防止についての当会の活動についてご報告させていただきます。当保護司会には、薬物を担当する薬物乱用防止部会があります。コロナ渦の時は活動が制限されましたが、今年度から薬物乱用防止活動を再開しております。

今年度に行った活動については、4月の市民まつりに薬物乱用防止キャンペーンを行い、茅ヶ崎市役所内の市民ふれあいプラザにおいて薬物乱用防止ののぼり旗を立て、パネルや薬物標本を展示し、薬物の知識と乱用の恐ろしさなどを説明しながら、リーフレットや啓発物品の配布をして、薬物乱用防止の啓発活動を行いました。5月から2か月間、茅ヶ崎・寒川地区の中学校16校と公民館などに「不正大麻・けし撲滅運動」のポスターを掲示していただきました。6月23日には「ダメ。ゼッタイ」普及運動の街頭キャンペーンを茅ヶ崎駅前

ペDESTリアンデッキにおいて、関係機関の皆さんとともに実施いたしました。10月から2か月間、「麻薬・覚せい剤・大麻乱用防止運動」が実施され、各小・中学校にポスターの掲示をさせていただきました。寒川では、寒川産業まつりにおいて薬物乱用防止キャンペーンを実施いたしました。2月には市民ふれあいプラザにおいて、薬物乱用防止啓発パネルや薬物標本を展示し、啓発資材の配布をして、薬物乱用防止の啓発活動を行いました。

また、薬物乱用防止教室は例年通り、今年度も小中学校だけでなく、高校からの希望も多く、これまで小中高等学校6校でプロジェクターを使った薬物乱用防止教室を開催しております。教室の開催は、神奈川県薬務課や茅ヶ崎市保健所の依頼と直接当会への依頼により、薬物乱用防止部員、薬物乱用防止指導員が中心となって担当しております。

薬物乱用防止指導員は、神奈川県知事から、当会の保護司11名が委嘱されております。今後も小中高等学校生への薬物乱用防止教室を開催し、正しい知識を仲間に伝えていくこととともに、地域への啓発を強化していくことは、我々の大きな役割と考えております。以上です。

○佐藤会長

保護士会の皆様には、日頃の活動につきまして、心から感謝申し上げます。他にございますか。

○木下委員

茅ヶ崎市民生委員・児童委員協議会の木下と申します。よろしく願いいたします。先ほどの情報提供ありがとうございました。

それに加えてなんですが、睡眠薬や、それから、抗不安薬の使用というような情報はそちらには入っていないでしょうか。

○茅ヶ崎警察署刑事第二課橋口課長

今のところそのような情報は入っていないです。オーバードーズといった趣旨での取り扱い等は入っていない状況でございます。

○木下委員

ありがとうございました。

○佐藤会長

他にございますか。

○須田委員

茅ヶ崎市子ども会連絡協議会の須田です。大変貴重な情報をありがとうございました。オーバードーズはマスコミ等でも広く言われていますが、本市では今のところはまだ見つかっていないということですが、これは薬局等に何か協力を依頼しているとか何かその辺で努力された成果ということによろしいでしょうか。

○茅ヶ崎警察署刑事第二課橋口課長

特に薬局等に聞き込み等を行ったわけではないですが、万引きで大量に頭痛薬、せき止め薬などの窃取がないか把握しております。そういった事案がないということで判断しています。

○須田委員

もう1点教えてください。昔はよくシンナー遊びというのが問題になったと思うのですが、最近は全然シンナーを聞かないです。それは何か原因や理由がありますか。

○茅ヶ崎警察署刑事第二課橋口課長

原因はこちらとしても把握はしていませんが、やはり大麻が入手しやすくなったということも原因の1つではないかと考えられます。

○須田委員

ありがとうございました。

○佐藤会長

ありがとうございました。他にございますか。

進行役が話してはならないと言いながら、一つお伺いします。煙草と大麻の見分け方はありますか。

○茅ヶ崎警察署刑事第二課橋口課長

実際に少年のご家族から通報があったこともあります。大麻は独特のにおいがします。青臭くて少し甘いにおいがするというので、煙草と違うと感じる方も多くいらっしゃいます。親御さんから通報いただき、大麻があることを把握した事例もございますので、においをかけば少し違うと感じるかと思います。

○佐藤会長

青臭いにおいがしたらということですか。

○茅ヶ崎警察署刑事第二課橋口課長

葉っぱがあり、少し青臭く甘い感じのにおいがすると、においがわからなくても、例えば、そのにおいを消すために芳香剤やお香といったにおいを消すための強い香りを出すものを車の中に置いたり、家の中に置いたりしてましたら、気づく参考にはなるかと思います。

○佐藤会長

他にございますか。

○菊地委員

P T A連絡協議会の菊地です。話を聞いて中学生にはいないとのことでしたので、少し安心しました。一方、子どもがいる人が薬物を持っていて問題になることがあるという話を聞いたことがあります、いかがでしょうか。

○茅ヶ崎警察署刑事第二課橋口課長

大麻や覚せい剤を持っている方はいらっしゃいます。子どもがいるのにどうしても止められなかったということで、1回やってしまうと依存性がかなり強いので、やめられないというのが現状かと思います。

○菊地委員

ありがとうございました。

○佐藤会長

他にございますか。

○竹内教育長

教育長の竹内でございます。先程、オーバードーズについては、茅ヶ崎市中ではまだ報告事項がないという話でございました。実態はどうかというところは、より精査していかなくてはならないと思っています。昨年、NHKでも取り扱っていたもので、オーバードーズに着目した報道もあったようです。これは、全国的な傾向というところを報道されていたようです。国立精神神経

医療研究センターが行った高校生対象のアンケート調査、実態調査などから導き出したものとして報道されていたのですが、子どもたちの中で共通項として見えてきているのが、例えば学校が楽しくないとか、親しく遊べる友人や相談できる友人がいないこと、また、家庭では大人不在で過ごす時間が長い、親に相談できないなど大人の見えないところで、人間関係の中では非常に不安定なお子さんの中に起きてきたというのものもあるのではないかと、そのような受けとめ方をいたしました。

私たちは子どもたちが育っていく土台である、様々なところから子どもたちの安定した人間関係とか、居場所づくりというところに、手を入れていかななくてはならないと改めて思いました。以上でございます。

○佐藤会長

ご意見として承りました。他にございますか。よろしいですか。

○赤坂幹事

教育委員の赤坂でございます。今日、学生の委員さんがみえられていますので、是非、お二人の考えを聞かせてもらいたいと思います。高校生・大学生に大麻が蔓延していくという報告がありましたが、大学生としてどうしたらいいと思いますか、考えを聞かせてください。山田君からお願いします。

○山田委員

大学生の山田です。高校生・大学生の中で薬物の関係において友達同士で監視し合うとか、友人関係や地域の人たちとの関係を良好にしていくところから薬物乱用の防止に繋がっていくと思います。以上です。

○石川委員

石川です。最近、小学生・中学校の小さい子が結構捕まっているという印象があり、お話にもありましたがインターネットからの情報で、正しい情報よりも誤った情報が目に入りやすいようになってきているように思います。高校で薬物講座が開かれていると話がありましたが、小学生・中学生からでも、保健の授業などでももう少し強めに話してもらってもいいのではないかと思います。以上です。

○佐藤会長

ありがとうございました。貴重なご意見ありがとうございました。他にござ

いますか。よろしいですか。それでは次第3につきましては、これで終了とさせていただきます。

次に次第4その他でございますが、各委員の皆様より何かございますか。

○木下委員

民生委員・児童委員協議会の木下でございます。先生方にお尋ねしたいと思っております。情報モラル教育についてですが、学校では情報モラルのご指導が実施されていますか。

○工藤委員

中学校長会代表の工藤でございます。サイバー犯罪防止教室ということで、外部の関係機関の知識のある専門の方を招へいして、年に1回実施している学校が多いかと思っております。それから先程話題になっておりました薬物乱用防止教室も、年に1回実施している学校が多いと思っております。

○松永委員

小学校長会代表香川小学校校長の松永と申します。今工藤校長先生のお話もございましたが、小学校においても5年生・6年生を中心に高学年の児童向けにモラル教室を開催しております。学年に応じて、民間の専門の方をお呼びしたり、学生さんの話にもありましたが保健の授業で取り上げたり、市の相談員さんに来ていただいたり、人権擁護委員の方に来ていただいたり、保護司会の方に来ていただいたりということを実施しております。情報に関する教育も薬物乱用防止に関しても、遠い話ではなく私達の身近に迫っていると思わなければいけないところからスタートしていく必要があると思っております。情報に関する教育と薬物乱用防止は一体で、情報に関する教育の中で取捨選択をしていく目を持つということは、薬物乱用防止にも繋がっていくということになりますので、これは切り離すことができない問題だろうと思っております。

少しご紹介しますと、ネットで「記憶力がよくなるよ」、「みんなで楽しいアイスパーティー参加しませんか」、15歳高校1年生からの投稿に「野菜いろいろあります。」とあります。野菜というのは大麻のことだそうです。これらはネットの中での広告で、これを出してくださったのは教育センターの教育指導員の方です。小学校でも取り組んでいきたいと思っております。以上です。

○木下委員

ありがとうございます。情報教育ですが、希望としましては、保護者も一緒

にできればというところの希望をお伝えして、私からの質問は終わらせていただきます。

○佐藤会長

ありがとうございました。その他ございますか。ないようでしたら、事務局からはございますか。

○事務局

事務局から1点だけ説明させていただきます。次回の青少年問題協議会の開催時期についてです。現在、令和6年10月下旬頃の開催を予定しております。時期が近づきましたら、改めましてご案内をさせていただきますので、ご調整をいただいた上で、ご参加ご協力いただきますよう、よろしく願いいたします。

また本日、刑事第二課長様からご報告をいただきました資料につきましては、調整をさせていただきご対応させていただければと考えておりますので、ご承知おきください。事務局からは以上となります。

○佐藤会長

ありがとうございました。限られた時間ではございますが、この青少年問題協議会、いろいろなご意見をいただきました。特に、今日は大学生からご意見をいただき、前半はうみかぜテラスなど様々な前向きな話がありました。途中から少年犯罪、薬物乱用など、厳しい話になりました。闇バイトは誰が言い出したのでしょうか。バイトというから気軽に手を出してしまうような気がします。マスコミが言ったのでしょうか。それにより子どもたちが何か踊らされているような気がいたします。この青少年問題協議会がこういった問題を一つづつクリアしていき、私の望みでは、青少年問題ではなくて、青少年育成協議会とか青少年応援協議会とか、そうした名前が変わっていかれたらよいと思っております。

長時間にわたりまして、皆様の貴重なご意見をいただきましてありがとうございます。これをもちまして、令和5年度第2回青少年問題協議会、閉会とさせていただきます。どうもありがとうございました。